

事務連絡
平成 20 年 10 月 30 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長殿

社団法人 全国建設業協会
専務理事 野見山 恵弘
[公印省略]

「原材料価格高騰対応等緊急保証」の実施について

標記について、「安心実現のための緊急総合対策（8月29日に政府与党決定）」において決定された新しい保証制度「原材料価格高騰対応等緊急保証」が10月31日から開始されます。

本制度は、原油に加え原材料価格の高騰や仕入価格の高騰を転嫁できていない中小企業者の資金繰りを支援するため、現行のセーフティネット保証制度の抜本的な拡充・見直しを行ったものです。

保証対象となる中小企業者は、以下のとおりとなり、現行制度に比べ、業績要件が緩和されております。

- 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の平均売上高等が前年同期比マイナス3%以上の中小企業者。
- 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間（算出困難な場合は直近決算期）の売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期比マイナス3%以上の中小企業者。
- 指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。

つきましては、貴会会員企業に対する周知方よろしくお願い申し上げます。

（中小企業庁ホームページ参照）

http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/081029kikyu_hosho.htm

以上

（担当：事業部 佐藤）

